

ピオーネ倶楽部 入所利用料金表(1割負担)

社会福祉法人 桃山福祉会
特別養護老人ホーム ピオーネ倶楽部
令和6年10月1日改定

基本表 (単位単価: 10.14 円)

要介護度	基本サービス費	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	夜勤職員配置加算 (IV)	日常生活継続支援加算 (II)	個別機能訓練加算 (I)	栄養マネジメント強化加算	精神科医療養指導加算	高齢者施設等感染対策向上加算 II	食費
要介護 1	670単位	6単位	13単位	33単位	46単位	12単位	11単位	5単位	5単位/月	1,800円
要介護 2	740単位									
要介護 3	815単位									
要介護 4	886単位									
要介護 5	955単位									2,800円

褥瘡マネジメント加算 (I)	褥瘡マネジメント加算 (II)	個別機能訓練加算 (II)	療養食加算	安全対策体制加算	退所時情報提供加算	看取り加算		協力医療連携加算	科学的介護推進体制加算 (II)
3単位/月	13単位	20単位/月	6単位/回	20単位/入所時	250単位/回	死亡日以前31～45日	72単位/日	100単位/月 ※R7年度より50単位/月に 変更	50単位/月
						死亡日以前4～30日	144単位/日		
						死亡日前日/前々日	680単位/日		
						死亡日	1280単位/日		

基準費用額(利用者負担 第4段階)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	920円	2,800円	1,800円	5,520円	165,812円	・第1～第3段階に該当しない方(課税世帯)
要介護 2	1,001円			5,601円	168,239円	
要介護 3	1,088円			5,688円	170,840円	
要介護 4	1,171円			5,771円	173,302円	
要介護 5	1,250円			5,850円	175,695円	

※基本額は、基本単位数に看護体制加算、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算、個別機能訓練加算、栄養マネジメント強化加算、精神科医療養指導加算を加え介護職員等処遇改善加算 I 14.0%を加算し単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額1割で計算。

利用者負担 第1段階

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	920円	880円	300円	2,100円	63,212円	・生活保護 ・高齢福祉年金受給者 ・預貯金が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	1,001円			2,181円	65,639円	
要介護 3	1,088円			2,268円	68,240円	
要介護 4	1,171円			2,351円	70,702円	
要介護 5	1,250円			2,430円	73,095円	

※基本額は、全額公費負担となり、ご利用者負担は居住費、食費のみとなります。

利用者負担 第2段階

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	920円	880円	390円	2,190円	65,912円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が80万円以下の方 ・預貯金が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	1,001円			2,271円	68,339円	
要介護 3	1,088円			2,358円	70,940円	
要介護 4	1,171円			2,441円	73,402円	
要介護 5	1,250円			2,520円	75,795円	

※基本額が月額24,600円(世帯)を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます※個人の場合は月額15,000円

利用者負担 第3段階①

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	920円	1,370円	650円	2,940円	88,412円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が80万円超120万円以下 ・預貯金が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	1,001円			3,021円	90,839円	
要介護 3	1,088円			3,108円	93,440円	
要介護 4	1,171円			3,191円	95,902円	
要介護 5	1,250円			3,270円	98,295円	

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

※上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。

利用者負担 第3段階②

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	920円	1,370円	1,360円	3,650円	109,712円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が120万円超 ・預貯金が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	1,001円			3,731円	112,139円	
要介護 3	1,088円			3,818円	114,740円	
要介護 4	1,171円			3,901円	117,202円	
要介護 5	1,250円			3,980円	119,595円	

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

※上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。

ピオーネ倶楽部 入所利用料金表(2割・3割負担)

社会福祉法人 桃山福祉会
特別養護老人ホーム ピオーネ倶楽部
令和6年10月1日改定

基本表 (単位単価: 10.14 円)

要介護度	基本サービス費	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)	夜勤職員配置加算 (IV)	日常生活継続支援加算 (II)	個別機能訓練加算 (I)	栄養マネジメント強化加算	精神科医療養指導加算	高齢者施設等感染対策向上加算 II	食費
要介護 1	670単位	6単位	13単位	33単位	46単位	12単位	11単位	5単位	5単位/月	1,800円
要介護 2	740単位									居住費
要介護 3	815単位									2,800円
要介護 4	886単位									
要介護 5	955単位									

加算

褥瘡マネジメント加算 (I)	褥瘡マネジメント加算 (II)	個別機能訓練加算 (II)	療養食加算	安全対策体制加算	退所時情報提供加算	看取り加算		協力医療連携加算	科学的介護推進体制加算 (II)
3単位/月	13単位	20単位/月	6単位/回	20単位/入所時	250単位/回	死亡日以前31～45日	72単位/日	100単位/月 ※R7年度より50単位/月に 変更	50単位/月
						死亡日以前4～30日	144単位/日		
						死亡日前日/前々日	680単位/日		
						死亡日	1280単位/日		

(2割負担)

基準費用額(利用者負担 第4段階)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	1,840円	2,800円	1,800円	6,440円	193,621円	・第1～第3段階に該当しない方(課税世帯)
要介護 2	2,002円			6,602円	198,476円	
要介護 3	2,176円			6,776円	203,677円	
要介護 4	2,341円			6,941円	208,601円	
要介護 5	2,499円			7,099円	213,387円	

※基本額は、基本単位数に看護体制加算、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算、個別機能訓練加算、栄養マネジメント強化加算、精神科医療養指導加算を加え介護職員等処遇改善加算 I 14.0%を加算し単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額2割で計算。

※現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方も、基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

(3割負担)

基準費用額(利用者負担 第4段階)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり(30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	2,759円	2,800円	1,800円	7,359円	221,431円	・第1～第3段階に該当しない方(課税世帯)
要介護 2	3,003円			7,603円	228,713円	
要介護 3	3,264円			7,864円	236,516円	
要介護 4	3,511円			8,111円	243,902円	
要介護 5	3,748円			8,348円	251,081円	

※基本額は、基本単位数に看護体制加算、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算、個別機能訓練加算、栄養マネジメント強化加算、精神科医療養指導加算を加え介護職員等処遇改善加算 I 14.0%を加算し単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額3割で計算。

※現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方も、基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。